

徳島県告示第六百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和四年十月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

2 8		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
阿南小松島				同	小松島市櫛渕町字外開一 六五番一地先から 同 立江町字中ノ坪 一七〇番地先まで	旧	二三・四〇・三〇・八	二九九・五
新				同		新	二三・四〇・四五・八	二九九・五